

意見書

平成 27 年 4 月 30 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー みやうち けん
代表取締役社長兼CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条により、平成 27 年 4 月 1 日付けで公告された東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定についての意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

【弊社意見】

プライスキャップ制度は、利用者に及ぼす影響が大きい電気通信役務について、支配的事業者の地位を濫用した料金の値上げを抑制し、利用者利益を保護するための規制として、一定の役割を果たしてきたと考えます。

しかしながら、そもそも PSTN を利用した電話サービスは、需要の減少傾向が続いており、サービスを提供する東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 東西殿」といいます。）は、2020～2025 年を目途に PSTN を IP ネットワークに移行する方針を掲げています。NTT 東西殿の当該サービスに係る利用者料金は、プライスキャップ制度により上限が設定されていますが、接続事業者の原価となる PSTN 接続料は、需要の減少による上昇が不可避であり、仮に、今後も上昇傾向が継続した場合、競争事業者においてプライスキャップの対象となる NTT 東西殿の利用者料金と競争可能な料金の設定が困難になることも懸念され、接続事業者のサービス提供及び競争環境の維持は困難になると考えられます。

総務省殿においても、ドライカッパ接続料についてコスト見直しを実施頂いたほか、PSTN 接続料についても、LRIC モデル見直しの議論が進行しているところと理解していますが、どちらの接続料も今後継続して接続料の上昇傾向が見込まれることから、接続料に係る検討においては、利用者料金におけるプライスキャップ規制も考慮し、議論を進めて頂きたいと考えます。

また、中期的観点に立つと、PSTN を利用するサービスは接続事業者を含め代替サービスへの移行が必要となる可能性があることから、消費者利便を保護するためにも、NTT 東西殿においてマイグレーションのより具体的な計画を明らかにするとともに、包括的なマイグレーションを含めた通信政策を策定するために、総務省殿において関係者との議論の場を設けて頂くことを要望します。

以上